

# 幕張新都心における自動運転車両走行環境適正調査 業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨・目的

本調査業務は、幕張新都心における自動走行システムを活用した新たな移動サービスの実現に向け、幕張新都心内の車道において、自動運転車両の走行環境の適正調査を実施し、自動走行に適したルートを選定やインフラ整備の必要性等を検証するものである。

本実施要領は、本調査業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者を募集、選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 幕張新都心における自動運転車両走行環境適正調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで
- (4) 業務委託料 4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。
- (5) 支払条件 受託者は業務完了の報告及び千葉市による検査完了後、委託料の支払いを請求できる。千葉市は支払請求を受けた日から30日以内に支払う。（業務完了後、一括払い）

## 3 事業者要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。なお、複数の事業者により構成された共同企業体による参加も認めることとするが、すべての事業者が次のいずれにも該当しないものとし、一企画提案参加申込者の代表企業又は構成員が他の企画提案参加申込者の代表企業又は構成員となることはできない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 企画提案参加申込日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (5) 千葉市内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者
- (7) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

## 4 企画提案の手続き等

### (1) スケジュール

- ①公募開始日 令和3年1月15日(金)
- ②質問受付締切日 令和3年1月20日(水)
- ③質問回答日 令和3年1月21日(木)
- ④参加申込受付締切日 令和3年2月1日(月)
- ⑤選定結果通知 令和3年2月上旬(予定)
- ⑥業務委託契約締結 令和3年2月上旬～中旬(予定)

### (2) 質問の提出について

本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

- ①受付期間 令和3年1月20日(水) 午後5時まで
- ②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書を提出すること。なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。  
電子メールアドレス：[tokku.POF@city.chiba.lg.jp](mailto:tokku.POF@city.chiba.lg.jp)
- ③回答 質問に対する回答は千葉市ホームページに令和3年1月21日(木) 午後5時までに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

### (3) 参加申込について

- ①提出書類  
ア 様式第1号 企画提案参加申込書(1部)  
イ 様式第2号 誓約書(1部)  
※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること  
ウ 様式第3号 会社概要書及び業務実績調書(1部)  
※会社概要書については様式第3号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可(共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての会社概要を記載すること)  
※業務実績調書については過去5年間における類似調査事業(実施中、受託中のものを含む)を記載すること(共同企業体の場合は代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない)  
※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること  
エ 様式第4号 業務経費見積書(10部：正本1部、副本9部)  
※仕様書記載の「4 業務内容」別に見積もること  
※見積書の項目(内訳)をできるだけ詳細に分類して記載すること  
オ 様式第5号 企画提案概要書(10部：正本1部、副本9部)  
※仕様書を熟読のうえ、本実施要領「5 事業者選定」記載の審査の着目点別に内容を記載すること  
カ 任意書式 企画提案書(10部：正本1部、副本9部)  
キ 様式第6号 共同企業体等一覧表(1部)  
※共同企業体の場合のみ  
ク 様式第7号 委任状(共同企業体等)(1部) ※共同企業体の場合のみ

- ②提出方法 原則郵送（持参も可）
- ③提出期限 令和3年2月1日（月）午後5時までに必着  
（土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付）
- ④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市役所5階 千葉市総合政策局未来都市戦略部  
国家戦略特区推進課（担当：田母神（たもがみ））
- ⑤その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載すること。  
必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

（4）選定結果の通知について

- ①通知日 令和3年2月上旬予定
- ②通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、千葉市ホームページで公表。  
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

5 事業者選定

- （1）千葉市が設置する選定委員会の審査員が、審査基準に基づいて、提出された企画提案書等をもとに審査を行い、合計点数が最も高い1者を選定する。ただし、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合がある。
- （2）提出された企画提案書等の審査のほか、必要に応じてヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合は別途通知する。
- （3）最多得点の提案が複数あった場合は、審査員の合議により選定する。
- （4）企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。
- （5）選定にかかる審査項目及び配点は次のとおりとする。

【審査項目及び配点（100点満点）】

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第5号企画提案概要書 記載事項
1	趣旨・目的 (5)	本調査業務の本市の狙いを十分に理解した提案となっているか。(5)
2	事業内容 (81)	<p>(1) 道路環境等の現況調査</p> <p>別紙「調査対象道路」に提示する道路及びその周辺の道路環境等が調査対象となっているか。 (10)</p> <p>歩車分離の状況、白線の状況、交差点の状況（信号機の有無、右左折レーンの有無など）等の自動走行システムに影響を与えらる道路環境を調査する内容となっているか。(10)</p> <p>上記のほか、GNSSの感度調査など、自動走行システムを活用した移動サービスの社会実装に必要な調査の実施が提案されているか。(7)</p>

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第 5 号企画提案概要書 記載事項
		<p>(2) 自動走行システムを活用した移動サービスの社会実装の検討</p> <p>インフラ整備の必要性に関して、想定する自動走行システムを踏まえたインフラ整備の内容や整備する道路の優先度など、社会実装に向けた今後の事業検討に資する具体的な報告をイメージできる提案内容となっているか (10)</p> <p>上述のインフラ整備に係る概算費用を提示する提案内容となっているか (7)</p> <p>GNSS の感度調査など、自動走行システムを活用した移動サービスの社会実装に必要な調査を実施している場合、当該調査結果を踏まえ、GNSS の感度向上のための改善策や代替策を提示するなど、社会実装に向けた今後の事業検討に資する具体的な報告をイメージできる提案内容となっているか。(7)</p> <p>歩車分離の必要性や一般車両との共存のために自動運転車両側に求められる事項、一般車両側に求められる事項など、歩行者や一般車両との共存に関して、社会実装に向けた今後の事業検討に資する具体的な報告をイメージできる提案内容となっているか。(10)</p> <p>信号機協調の必要性や適した手法等の提案について、社会実装に向けた今後の事業検討に資する具体的な報告をイメージできる提案内容となっているか。(10)</p> <p>自動走行システムを活用した移動サービスの実現度や優先度 (社会実装しやすいルート) を提示する提案内容となっているか。(10)</p>
3	運営能力・事業実施体制 (14)	<p>本事業に類する事業実績、成果を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。また、千葉市の政策等に精通しているか。(7)</p> <p>運営は組織化され、指導・監督体制が整備されているか。また、適切な人員が配置され、工程表は事業の確実な実施、運営が見込めるものとなっているか。(7)</p>

※「2 事業内容 (2) 自動走行システムを活用した移動サービスの社会実装の検討」については、報告書のイメージを添付し提案すること。

※「3 運営能力・事業実施体制」については、実施体制図 (総括責任者、業務実施責任者等の組織体制図)、工程表を添付し提案すること。

## 6 契約

- (1) 上記により選定された者を、事業の委託契約予定者とする。
- (2) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について千葉市と協議を行うこと。なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合がある。
- (3) 前項の協議が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (4) 留意事項
  - ① 契約にあたっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。
  - ② 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とする。
  - ③ 業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。
  - ④ 委託料の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。
  - ⑤ 著作権については、仕様書記載のとおりとする。
- (5) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

## 7 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (6) 提出された業務経費見積書が委託料上限を超過している場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

## 8 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) その他、業務遂行上発生した問題等については、千葉市と受託者の協議のうえ、対応を決定することとする。